

長崎県公立大学法人決裁規程

〔平成17年4月1日
規程第30号〕

改正 平成18年4月1日規程第3号

改正 令和2年12月11日規程第56号

改正 令和5年12月11日規程第29号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）における決裁区分及び事務手続を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 決 裁

法人の事務について、その意思を決定することをいう。

(2) 代 決

決裁を行うものが不在のときに、他の者が当該決裁を行う者に代って決裁をすることをいう。

(決裁の制限)

第3条 この規程により決裁を行うことができることとされた事務であっても、次の各号の一に該当するものについては、上司の指示を受けなければならない。

(1) 事案の内容が特に重要であると認められるもの

(2) 取扱上異例に属し、又は先例となるおそれのあるもの

(3) 紛議若しくは論争のあるもの、又は処理の結果紛議若しくは論争を生ずるおそれのあるもの

(4) 上司が特に別段の指示をしたもの

(5) その他上司の指示を受けることが適当であると認められるもの

(代決の制限)

第4条 この規程により代決を行うことができることとされた者であっても、当該事案が重要又は異例に属する事項であるときは、代決することができない。ただし、急を要する事項及びあらかじめ処理の方針を指示された事項については、この限りでない。

第2章 決裁事項

(決裁事項)

第5条 法人事務局長、課長、課長代理及びグループリーダーは、別表に掲げる事項について決裁することができる。

2 会計事務については、長崎県公立大学法人会計事務取扱規程（平成17年規程第17号）別表第1及び別表第2に定めるところによる。

一部改正 [平成18年規程第3号]

第3章 代決

(代決)

第6条 理事長が不在のときは、法人事務局長がその事務を代決することができる。

2 理事長及び法人事務局長がともに不在のときは、法人事務局総務課長がその事務を代決することができる。

(代決後の処理)

第7条 代決者は、代決した事項のうち、必要と認めるものについては、それぞれ上司の後閲を受け、又はその処理の状況を報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第3号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第56号）

この規程は、令和2年12月11日から施行する。

附 則（令和5年12月11日規程第29号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

決 裁 事 項	決 裁 区 分				備 考
	理事長	局長	課長	課長代理及び グループリーダー	
1 中期目標に関すること ・ 県案に対する意見具申	○				
2 中期計画 ・ 中期計画の策定 ・ 中期計画の公表 ・ 業務実績等報告書の公表 ・ 業務実績等報告書の評価委員会への提出	○				
3 業務方法書について ・ 業務方法書の策定 ・ 業務方法書の公表	○				
4 料金の設定について ・ 料金の決定	○				
5 各事業年度の業務実績について ・ 評価委員会への提出	○				
6 財務諸表等について ・ 財務諸表の県への提出 ・ 財務諸表の監事への提出 ・ 財務諸表の会計監査人への提出 ・ 財務諸表の公告及び閲覧	○				
7 会計監査人について ・ 会計監査人との委任契約		○			
8 利益及び損失等の処理 ・ 残余额の積立金等の整理	○				
9 借入金について ・ 短期借り入れ等について	○				
10 余裕金の運用について ・ 業務上の余裕金の運用	○				
11 財産の処分 ・ 重要な財産の処分 ・ 上記以外の財産の処分	○ ○				

決 裁 事 項	決 裁 区 分				備 考
	理事長	局長	課長	課長代理及び グループリーダー	
12 会計規程について ・会計に関する規定の制定 ・規程の県への届出	○	○			
13 学長、役員及び経営協議会の委員等の任免	○				
14 理事会、経営協議会等の開催に関する事	○				
15 法人の規程等の制定及び改廃に関する事	○				
16 職員の採用及び退職の決定に関する事	○				
17 職員の労働契約の締結に関する事	○				
18 職員の懲戒処分に関する事	○				
19 非常勤職員の採用及び退職の決定に関する事	○				
20 非常勤職員の労働契約の締結に関する事	○				
21 非常勤職員の懲戒処分に関する事	○				
22 課員の事務分担の決定に関する事		○			
23 理事長ほか役員 of 休暇の承認その他服務に関する願出及び届出の受理に関する事	○				
24 課長の同上に関する事		○			
25 課員の同上に関する事			○		
26 理事長及び役員 of 兼業の許可等に関する事	○				
27 職員 of 兼業の許可等に関する事	○				
28 課員の時間外勤務及び休日勤務 of 命令に関する事			○		
29 理事長ほか役員 of 出張命令に関する事	○				
30 課長 of 出張命令及び復命書の受理に関する事		○			
31 課員 of 出張命令及び復命書の受理に関する事			○		
32 課員 of 休日の振り替え等に関する事			○		
33 守秘義務 of 解除に関する事	○				
34 職員 of 研修に関する事		○			

決 裁 事 項	決 裁 区 分				備 考
	理事長	局長	課長	課長代理及び グループリーダー	
35 職員の給与の決定に関すること	○				
36 役員の報酬に関すること	○				
37 旅費の調整に関すること		○			
38 補助金の申請等に関すること	○				
39 職務発明に関すること ・ 該当、承継、異議申し立ての可否 ・ 補償金の支払い	○				
40 職員宿舍の貸与に関すること		○			
41 法人の安全衛生に関すること ・ 法人統括安全衛生委員会の委員の選任 ・ 法人統括安全衛生委員会の開催 ・ 安全衛生教育に関すること	○				
42 定例的又は軽易な通知、催告、申請、届出、報告及び進達に関すること			○		
43 定例的又は軽易な照会、回答に関すること				○	
44 定例的な広報及び刊行物の発行に関すること	○				
45 所管する事務に係る申請書、報告書、届出書等の受理に関すること（重要なものを除く。）			○		
46 事実証明等に関すること			○		
47 源泉徴収票の発行に関すること				○	
48 共済組合、職員互助会関係の事務に関すること			○		
49 職員の勤務実績の集計、分析等に関すること			○		
50 長崎県情報公開条例に基づく公文書の開示に関すること	○				
51 保存文書その他資料の閲覧の許可に関すること			○		
52 その他所掌事務に付随して生ずる定例的な事務の処理に関すること				○	
53 その他所掌事務より生ずる重要事項の処理に関すること	○				
54 栄典に関すること	○				